

## 事業事前評価表

### 国際協力機構人間開発部保健第二グループ

#### 1. 案件名（国名）

国名：ネパール

案件名：（和名）母子手帳の活用による母子継続ケア改善プロジェクト

（英名）Project for Improving Continuum of Care for Mothers and Children through the utilization of MCH Handbook

#### 2. 事業の背景と必要性

##### （1）当該国における保健セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

ネパールにおける母子保健指標は、妊産婦死亡が10万出生あたり553人（1990年）から151人（2020年）へ<sup>1</sup>、また、5歳未満児死亡率が1000出生あたり118人（1996年）から33人（2022年）、新生児死亡率が1000出生あたり50人（1996年）から21人（2022年）へと<sup>2</sup>、いずれも大幅に改善している。加えて、熟練出産介助者の立ち合いによる出産の割合についても、7.4%（1991年）から80%（2022年）へと<sup>3</sup>顕著な改善が見られる。また、母子保健サービス提供状況に関する指標についても、産前健診は4回以上の受診率が80%、産後健診は分娩後2日以内の受診率が70%に達する等、改善が見られる。

しかしながら、上述の妊産婦死亡率は依然として南アジア平均（10万出生あたり127人）を上回っていることに加え、いずれの指標にしても州間格差が大きいことが課題として挙げられている<sup>4</sup>。この要因の1つとして、前述のとおり産前・産後健診の受診率等母子継続ケアの観点から一定の改善が見られる一方で、それらの内容に関しては、産前健診で重要とされる母乳育児に関するカウンセリングを受けたのは全体の52%、妊娠中の性器出血についてカウンセリングを受けたのは51%、また、産後健診で実施されるべき5項目<sup>5</sup>を全て網羅していたのは全体の20%と、医療従事者による妊産婦の健康教育やカウンセリングの質の面での課題が指摘されている（Nepal DHS 2022）。

質の高い母子継続ケアを全国で実現する上で、保健医療従事者及び妊産婦やその家族が妊娠中の母体と胎児の状況、出産時の母子の状況、子どもの成長・健康の状況を正確に把握することが重要であり、一つの冊子にそれらの情報を記録し、共有することとができる「母子手帳」は有効なツールとなり得る。特に、産前健診、出産時ケア、産褥期ケア、乳幼児健診と異なる施設で、異なる医療従事者が対応することの多い母子保健ケアにおいて、医療従事者が、母子の健康状況やケアを記録し、これまでの経過を確認しケアを提供できることは、ケアの継続性、安全性、効率性につながる。ネパールでは、コシ州及びガンダキ州において、州政府独自に母子手帳を試行的に導入し、一部の郡や地区において医療施設に配布し、医療従事者及び女性地域保健ボランティアを対象に母

<sup>1</sup> Final Report-26 March- 2023-UPDATED.pdf (mohp.gov.np)

<sup>2</sup> Infographic - 2022 Nepal DHS (dhsprogram.com)

<sup>3</sup> Nepal DHS 2022 - Final Report [FR379] (dhsprogram.com)

<sup>4</sup> World bank indicators, UNICEF data (2023年11月29日アクセス)

<sup>5</sup> PNCにおいて妊婦に伝えるべき5項目の助言には、「臍帯の検査」「体温測定」「母乳育児」「危険な兆候や、赤ちゃんに緊急手当が必要かどうかの見分け方」「新生児の体重測定」が含まれる。

母子手帳を活用した継続ケア研修を実施している。しかし、母子手帳を全国展開する上での、母子手帳の有用性の検証がなされていない他、全国展開に向けた具体的な工程・計画などのロードマップや、また母子手帳を活用するための医療従事者に対する研修プログラムも開発されておらず、母子手帳を効果的に導入・活用する体制が十分に整備されていない。

上記を踏まえ、本事業は、①全国標準版の母子手帳・関連文書・ツールの作成及び対象地域での導入、②研修及びモニタリング・スーパービジョン（M&S）体制の構築による医療従事者及びボランティアの能力強化、③対象地域で導入した教訓をもとにした母子手帳及び関連文書・ツールの改定、全国展開ロードマップの作成等を通じ、対象地域において、他州での展開を見据え、継続ケアの質を改善するための統合した母子手帳<sup>6</sup>が効果的に活用されるモデルの開発導入を図り、もってモデルを導入した地域において、より多くの母子が継続ケアを受けることに寄与するものであり、ネパールの母子保健分野における課題に合致している。

## （２） ネパールに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、 課題別事業戦略における本事業の位置づけ

本事業は、我が国の対ネパール国別開発協力方針（2021年9月）の重点分野の1つである「経済成長及び貧困削減」の「保健医療へのアクセス改善」と合致し、JICAが策定する国別分析ペーパー（2020年8月）（以下、「JCAP」という）の「保健医療の質向上プログラム」にも位置付けられ、母子継続ケアの質の向上に貢献する点で、同方針に一致している。また、SDGsのゴール3「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する」にも貢献する他、JICA 課題別事業戦略（グローバルアジェンダ）の「母子手帳の活用を含む質の高い母子継続ケア強化クラスター」はネパールを積極的な案件形成を行う協力対象国の1つに定めている。

## （３） 他の援助機関の対応

ネパールの保健セクターでは、ネパール政府と開発パートナーがセクターワイドアプローチ（SWAp）を用いて共同で策定した「ネパール保健セクター戦略（NHP-SP）2022 - 2030」の枠組みにおいて、各種協力が行われている。母子保健分野に関しては、USAIDが全国規模で女性地域保健ボランティアに対して栄養を主なテーマとした技術支援を実施している。また、UNICEFが熟練出産介助者研修や予防接種に関する技術支援、妊産婦死亡の改善や新生児ケアにかかるガイドライン改訂と研修パッケージ開発等を実施している。

## 3. 事業概要

### （１） 事業目的

本事業は、ネパールの対象地域において、①全国標準版の母子手帳・関連文書・ツ-

<sup>6</sup> 州政府が独自で導入した母子手帳を統合した、全国標準版の母子手帳のことを指す。

ルの作成及び対象地域での導入、②研修及びモニタリング・スーパービジョン（M&S）体制の構築による医療従事者及びボランティアの能力強化、③対象地域で導入した教訓をもとにした母子手帳及び関連文書・ツールの改定、全国展開ロードマップの作成等を通じ、他州での展開を見据え、継続ケアの質を改善するための統合した母子手帳が効果的に活用されるモデルの開発導入を図り、もってモデルを導入した地域において、より多くの母子が継続ケアを受けることに寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

保健人口省、ガンダキ州及び他 1 州（母子保健サービス指標、地方政府のコミットメント、アクセス、母子保健サービスを担う行政官や医療従事者の配置状況等の基準に基づいて対象州及び地方政府を選定予定。）

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：保健人口省、母子保健を担当する医療従事者

最終受益者：妊産婦、母親及び 5 歳未満の子ども

(4) 総事業費（日本側）：約 5 億円

(5) 事業実施期間：2024 年 12 月～2028 年 11 月を予定（計 48 カ月）

(6) 事業実施体制

ネパール保健人口省（Ministry of Health and Population）

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

① 専門家派遣（合計約 80 人月）：（チーフアドバイザー、母子保健、モニタリング・スーパービジョン、研修監理/業務調整）

② 研修員受け入れ：本邦研修、第三国（インドネシア）研修

③ 機材供与：プロジェクトの実施に必要な機材（必要に応じ）

④ そのプロジェクト実施に関し相互が必要と合意した費用（母子手帳印刷・配布経費含む）

2) ネパール側

① カウンターパートの配置

② 案件実施のために必要な情報提供

③ 相互に合意した案件実施のために必要な施設、サービス及び現地経費の提供

(8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

草の根技術協力事業「安心・安全な出産のための母子保健改善事業」（2015～2017）、「ポカラ市北部における住民参加型地域保健活動を軸とした持続可能な母子保健プロジェクト」（2017～2021）及び「ポカラ市における妊娠期から乳児期までの切れ目のないケア推進事業」（2023～2025）では、ガンダキ州のポカラ市にて、地域女性や住民への健康教育の実施、医療従事者や女性地域保健ボランティアを対象とした母子保健サービスの能力強化研修、母子健康記録帳の活用方法についての研修指導などを継続して実施している。同プロジェクトにて開発された試行版母子手帳の導入の成果及び教訓を、本事業における全国版母子手帳策定に活かす想定である。

## 2) 他の開発協力機関等の援助活動

母子手帳に関する事業としては、UNICEF が本事業の実施と同時期に母子保健分野における協力を計画している。初期の活動としては、マデシ州を対象とした母子保健に係る現状調査や、中央政府レベルを対象とした母子手帳に係る会議開催が計画されており、その後、より本格的に母子手帳導入に向けた支援を模索している。UNICEF も同時期に母子手帳関連の活動を開始する場合には、パイロット活動は対象州を分けてそれぞれに行い、中央レベルとの活動においては情報交換・協働する等、相乗効果を生む形で密に連携を行う想定。なお、グローバルレベルでは、UNICEF、WHO、JICA は 2023 年に「家庭用母子健康記録<sup>7</sup>ガイドライン<sup>8</sup>」の実施ガイドを共同で策定しており、同実施ガイドの内容も踏まえて本事業の活動を実施する。

また、世界銀行は成果連動型による借款である「Nepal Quality Health Systems Program for Results」（2024～2028）を開始しており、選定された州における医療サービスの質の向上、貧困層への医療保険適用の強化、保健サービスの緊急事態への備えの強化を目指している。産前健診の受診率の向上に係る指標が含まれている他、先行する草の根技術協力事業のプロジェクトサイトであるガンダキ州がモデル州の 1 つであることも踏まえ、連携可能性につき継続的に協議を行う。

## (9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

### 1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項：特になし。

3) ジェンダー分類：【ジェンダー案件】「GI (P) 女性を主な裨益対象とする案件」

### <活動内容/分類理由>

妊産婦死亡率の高さ、産前・産後検診における質の課題に対し、母子手帳の導入や医療従事者に対する同手帳活用等を通じた能力強化を通じ、母子継続ケアの普及と質の改善を図り、その指標を設定しているため。

<sup>7</sup> 妊娠から出産時の母子の状況、子どもの成長、発達などの健康情報の記録

<sup>8</sup> [「母子の健康のための家庭用保健記録実施強化ガイド」発表のためのセミナーを開催 | ニュース・メディア - JICA](#)

(10) その他特記事項：特になし。

#### 4. 事業の枠組み

(1) 上位目標:モデルを導入した地域において、より多くの母子が継続ケアを受ける。

指標及び目標値：

- ①モデルを導入した地域において継続ケア※を完了した母親及び子どもの割合。
- ②母子手帳の全国展開のロードマップが保健省によって承認される。

※8回の産前検診受診、施設分娩、4回の産後健診受診、産後の家族計画、生後23か月以内に7回の予防接種のための受診、生後24か月以内に24回の成長モニタリングの実施（暫定）

なお、上位目標の目標値はプロジェクト開始後にベースライン調査等を経て、合同調整委員会（JCC）にて決定する。

(2) プロジェクト目標：対象地域において、他州での展開を見据え、継続ケアの質を改善するための統合した母子手帳が効果的に活用されるモデルが開発、導入される。

指標及び目標値：

- ①対象地域において4回/8回の産前健診を受診する割合。※
- ②対象地域において技能者による出産介助が行われる。※
- ③保健施設において出産介助が行われる。
- ④対象地域において母親及び新生児が産後48時間以内の産後健診/産後4回の産後健診を受診する割合。※
- ④ 対象地域において継続ケアを完了した女性/母親及び新生児の割合。
- ⑤ 対象地域において母親が妊産婦・新生児の危険兆候をX種類言える割合
- ⑥対象地域において妊娠中、出産、産後に〇〇のケアを受けた女性/母親の割合。
- ⑦対象地域において新生児及び乳幼児期に〇〇のケアを受けた子どもの割合。
- ⑨対象地域において母子手帳を活用する保健施設の割合。
- ⑩対象地域において母子手帳を活用するFCHVの割合。

※母子手帳の活用を含む質の高い母子継続ケアの強化クラスター戦略の共通指標

なお、プロジェクト目標の目標値はプロジェクト開始後にベースライン調査等を経て、合同調整委員会（JCC）にて決定する。

(3) 成果

成果1：母子継続ケアの推進を目的に全国標準版の母子手帳及び関連文書・ツール（運用ガイド、使用ガイド等）が作成され、対象地域で導入される。

成果2：対象地域において研修及びモニタリング・スーパービジョン体制の構築を通じ、医療従事者及びボランティアが母子手帳を有効活用する能力が強化される。

成果3：対象地域で導入した教訓をもとに全国標準版の母子手帳及び関連文書・ツール（運用ガイド、使用ガイド等）が改訂され、全国展開ロードマップが作成される。

(4) 主な活動：

成果1：保健人口省関係部門や主要なステークホルダーから構成される技術支援委員会を組織する。当該委員会を中心にして、対象地域における家庭用保健記録の使用状況や医療従事者の母子保健分野の能力を含む母子保健の現状に関して現状分析を行う。現状分析の結果を踏まえ、全国標準版の母子手帳のプロトタイプ及び関連文書・ツール(運用ガイド、使用ガイド等)を開発すると共に、それらが適切に活用されるよう、研修教材やモニタリング・スーパービジョン計画を開発し、対象地域に対し、全国標準版母子手帳のプロトタイプが活用されるよう啓発・提言する。

成果2：対象地域の主要なステークホルダーから構成される実施委員会を組織する。当該委員会を中心にして、対象地域において指導者向けの ToT 研修、医療従事者向けの研修を実施する。また、研修を受けた医療従事者を中心に、保健情報の記録、評価、健康教育及びカウンセリングを含む、母子手帳を用いた母子保健サービスを提供する。さらに、母子手帳の活用に関するモニタリング・スーパービジョンを実施する。

成果3：成果1及び2の成果及び教訓を踏まえ、全国標準版母子手帳及び関連文書・ツール(運用ガイド、使用ガイド等)、研修教材及びモニタリング・スーパービジョン計画を改定、最終化すると共に、全国展開に向けたロードマップを策定する。

## 5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

1. 母子手帳を印刷、配布、活用、モニタリングするための予算が確保される。

(2) 外部条件

1. 母子保健に影響を与える深刻な感染症の流行が発生しない。
2. プロジェクトの実施に深刻な影響を与えるほどの、ネパール保健人口省の人員の離職や異動が生じない。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

インドネシアの技術協力プロジェクト「母子手帳による母子保健サービス向上プロジェクト」(評価年度2012年)の事後評価報告書等においては、母子手帳の印刷率・配布率は改善した一方、利用者レベルにおいては母子手帳を読む習慣や活用が不足しているケースが確認され、利用者が効果的に母子手帳を活用出来るよう、その重要性の周知などを行う必要性が教訓として示されている。従って、本事業においては、母子手帳を活用した母子継続ケアの質の向上にむけて、医療従事者やボランティアが継続的に利用者に対してヘルスプロモーションができるよう能力強化を図る。また、JICAの知見を反映させ作成された、家庭用母子健康記録の実施ガイドも活用する。その他、利用者が親近感を持って母子手帳を利用できるよう工夫(導入する州ごとに、開発プロセスへの参加、地域の特色を踏まえた表紙のデザインにするといった工夫や多言語への対応等)されたことで、母子手帳の普及の促進に役立ったとされている。ネパールにおいても、カーストや民族が多数存在する

ため、言語・宗教面などの社会文化的背景に留意する必要がある他、女性の識字率が2021年において約63%と低く、母子手帳の開発においてはこれらの点を考慮する。

## 7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及びJICAの協力量針・分析に合致し、母子手帳の開発・導入や、医療従事者に対する能力強化等を通じて、妊産婦、新生児、乳幼児の母子健康指標の改善に寄与するものであり、SDGsゴール3「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

## 8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業終了3年後                      事後評価

以上